

# 医療的ケア児等在宅レスパイト事業

在宅で医療的ケアを受けている20歳未満の方を**介護する方が休養したいとき**、ご自宅での**訪問看護ステーションの利用**を支援します。

たとえば・・・



リフレッシュ



受診・検診



理容・美容



買い物



授業参観



自治会活動

## <概要>

訪問看護ステーションによる訪問看護の利用について、年あたり48時間まで県が費用を負担。

(訪問看護ステーションの実費やキャンセル料等は自己負担)



## <対象者>

以下のすべてを満たす栃木県に住所を有する方

- 20歳未満
- 住所は宇都宮市以外
- 指示書（医療的ケア）がある
- 同居の家族が介護



※ 医療的ケアを受けている方が20歳以上の難病患者である場合は「[難病患者在宅レスパイト事業](#)」をご覧ください。



※ 宇都宮市の方は宇都宮市「[医療的ケア児在宅レスパイト事業](#)」をご覧ください。

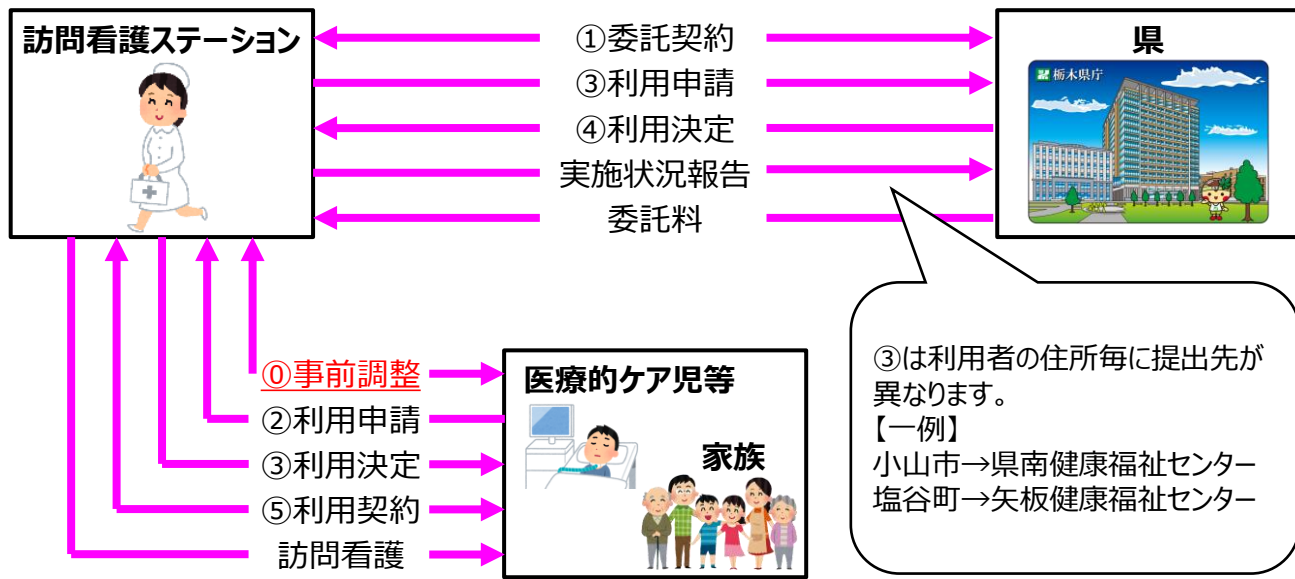
<<ご利用方法など、お気軽にお問合せください>>

<お問合せ先 電話番号>

県西健康福祉センター	0289-62-6225	今市健康福祉センター	0288-21-1066
県東健康福祉センター	0285-82-3323	栃木健康福祉センター	0282-22-4121
県南健康福祉センター	0285-22-1509	矢板健康福祉センター	0287-44-1297
県北健康福祉センター	0287-22-2679	烏山健康福祉センター	0287-82-2231
安足健康福祉センター	0284-41-5895		

栃木県保健福祉部健康増進課 028-623-3086

# 手続きの流れ



	手続きの内容
①	家族は事業の利用について、訪問看護ステーションと事前調整する。
②	訪問看護ステーションと県健康増進課が委託契約を締結する。
③	家族は訪問看護ステーションへ利用申請書を提出する。
④	県は家族へ利用決定通知を送付する。(訪問看護ステーション経由)
⑤	家族と訪問看護ステーションは利用契約を締結し、訪問看護提供日を調整する。
⑥	訪問看護ステーションは難病患者に訪問看護を提供する。
他	<p>以下の場合、家族は県健康福祉センターへ届出をする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 難病患者・家族の氏名、住所等の変更 →利用資格変更届</li> <li>● 利用決定通知書の破損や忘失 →再交付申請書</li> <li>● 県外転出、死亡等 →終了届</li> </ul>